

京都府

京都府丹後広域振興局森づくり振興課林業振興係
林業普及指導員 河原崎 知尋

丹後地域の森林経営管理制度の取組について

1 テーマの趣旨・目的・現状

丹後普及指導区（以下「当普及区」という。）は、京都府の北部に位置する宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の2市2町を所管しており、白砂青松の天橋立や琴引浜（鳴き砂）等の名勝地を有する地域である。



京都府

丹後地区の位置図

当普及区の森林面積は 63,932ha で、全体の森林率は 76%と高いが、民有林の人工林率は 28%と低く、67%は天然林である。間伐等森林整備の必要な 4～9 齢級の人工林面積は 43%、さらに 10 齢級以上の森林は 57%を占めるが、森林所有者毎の人工林は小面積で、分散しており、森林経営計画の策定が進みにくく、必要な手入れが十分行われないまま高齢級に移行している林分が多いのが現状である。

また、各市町には林業行政を所管する課や係はあるものの、農業との兼務であり、林業の専門知識を有する専任職員がいないため、森林経営管理制度に基づく森林整備を推進する体制が乏しい状況である。

このような中、京都府では令和 2 年 8 月に（一財）京都森林経営管理サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置し、市町村職員が行う森林状況調

査や集約化する団地の提案等といった支援を行っている。さらに、森林所有者への説明に活用できる「業務推進ツール」を開発し、森林所有者との境界の立ち合いでタブレットの活用による森林計画図を表示したり、パソコンでの収支予測や集積計画の作成等、市町村業務の負担が軽減されるように支援を行っている。

2 これまでの取組の成果・課題

（1）取組内容

当普及区では市町の森林経営管理制度を推進するために以下の取組を行った。

<取組 1> 森林経営管理制度推進会議の開催

各市町の担当者を集めて、年に 3 回程度「森林経営管理制度推進会議」を開催している。本会議では、サポートセンター、京都府森林組合連合会及び森林技術センターの職員を集め、市町の取組状況の情報共有や他の先進市町村の事例紹介や意見交換を行っている。

意見交換では現在抱えている問題点（森林所有者の特定の苦勞、配分計画での事業者選定等）を挙げてもらい、参加者全員で課題解決に向けた議論を行っている。市町の担当者のみで問題を抱え込まず、他の市町やサポートセンター職員、林業普及指導員（以下「普及員」という。）に気軽に相談できる関係づくりができるように心がけている。



推進会議の様子

別紙 4

＜取組 2＞市町担当者との個別指導

各市町の担当者の相談を受け、個別指導や人員派遣等の支援を年に 10 回程度行っている。各市町において進捗状況が異なるため、小まめに聞き取りを行い個別に指導を行った。宮津市では、新宮地区にて、普及員や地元森林組合の職員も参加し、地元説明会を開催した。森林経営管理制度の概要、意向調査を実施したい旨や、森林資源・境界明確化調査に入ることを説明し、参加者の同意を得ることができた。また、各参加者の所有林の位置や所有者不明林の情報についても確認作業が進み、森林所有者の明確化にも繋がった。普及員が説明会に加わることで、専門的な説明や質問にも対応でき、森林経営管理制度の取組が一層進んだ。



地元説明会の様子

(2) 進捗と状況（先行事例）

こうした取組の結果、令和 4 年度末までに 3 市町が意向調査を実施し、そのうち 2 市町が集積計画を作成、1 市が森林整備を実施することができた。残る 1 町はモデル地区の森林情報を収集し、令和 5 年度中には意向調査を行う予定である（下表）。

森林経営管理制度の取組状況

市町名	意向調査の実施	集積計画の作成	配分計画の作成	森林整備の実施
京丹後市	R3～	R4～	R4～	R4～
宮津市	R4～			
伊根町	R3～	R4～		
与謝野町	準備中			

管内で取組が先行する京丹後市について紹介する。

京丹後市では、地域を管轄する丹後地区森林組合と市が密接に連携・協力して森林経営管理制度に取り組んでおり、意向調査実施区域の候補地選定から、当該候補地

の施業内容の検討、市民窓口の設置及び制度の普及啓発までを丹後地区森林組合が受託している。市は令和 2 年度に意向調査実施区域の候補地として 3 箇所を選定し、令和 3 年度にそのうち 1 箇所の地区について、航空レーザー測量による境界明確化業務を航測業者に委託し、意向調査及び地元説明会を実施した。令和 4 年度には意向調査の結果を踏まえて、配分計画を策定し、配分実施権を得た丹後地区森林組合による 4.6ha の搬出間伐が始まっている。

また、京丹後市の森林経営管理制度の実施方針は森林経営管理実施権の設定が見込める森林を優先し、森林整備を推進することであることから、森林環境譲与税の用途もこの方針に沿って以下の市独自の補助事業を実施している。

- ・経営管理実施権設定事業者に対し、直接支援事業への上乗せ補助（補助率 2/10）
- ・林業経営体に対し、新規就労者を雇用した際の経費補助（最大 30 万円/人）
- ・林業経営体への高性能林業機械のリース費用の補助（補助率 1/2、上限 25 万円/月）
- ・木の駅プロジェクトの運営業務及び市施設の温泉施設の木質チップボイラーの利用調整業務の委託 等

このように、京丹後市では、人工林が小規模分散しており森林経営計画の策定が進まない中、森林経営管理制度の有効活用により、森林所有者の特定や森林整備を着実に進めている。

(3) 課題

サポートセンター等に業務委託をしても最終的に実施方針やスケジュールを決めるのは市町である。しかし、各市町で森林経営管理制度業務に費やせる人員や時間が限られており、集積計画を立てても他業務への対応により、配分計画策定作業が中断したり、森林所有者探索の難航により予想以上に時間がかかり、当初の予定よりスケジュールが遅れるといった事例が出てきている。また、実施方針や森林整備方法等をこれから策定する町もあり、普及員もより一層積極的に支援する必要があると考える。

3 今後取組むべき内容

各市町において実施体制や進捗状況が異なるため、京丹後市のようにある程度ノウハウが蓄積されて主体的に取り組んでいる市町には、他の市町村の取組事例や先進地の情報を提供したり、サポートセンター主催の研修会を紹介する等、一層取組が進むよう促したい。また、身近な先行事例を他市町が情報共有することで、管内全体の進捗が進むことを期待しており、前述の森林経営管理制度推進会議での話題提供を依頼していきたい。

一方で、実施体制が厳しく業務多忙で森林経営管理制度が進まない市町には、集積計画の策定支援や地元説明会の参加等を行い、専門的な分野については検討会を開催する等の手厚い支援をしていきたい。

また、既に航空レーザー測量を行った市町がある中で、それらの解析データを「業務推進ツール」に取り込み、航空写真や森林計画図とともに表示できるよう統合するなど、当該ツールの普及により、業務の効率化を図りたい。